



城里まち戦第354号
令和元年6月7日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 大東 和美 様

城里町長 上遠野 修



平成29年度スポーツ振興くじ助成事業に係る追加確認事項に対する回答について

令和元年5月24日付け日ス振支二第3号により通知のあったことについて、下記のとおり追加回答いたします。

記

城里町七会町民センターグラウンド(以下、当グラウンド)は、地域住民の身近なスポーツの場として、実績を重ねており、これまでの文書等による協議の経過を踏まえ、根拠ある判断基準によらず、令和元年6月7日までの文書によって交付の取り消しを行おうとするのは、不当であります。以下、理由を述べます。

1 「地域住民の身近なスポーツの場となっているか」の判断基準

昨年5月より公文書の送付により「地域住民の身近なスポーツの場となっているか」の判断基準について、議論が行われてきました。その結果、貴センターは、最終的に平成30年12月4日と平成31年1月16日の通知で判断基準について次のように整理されております。

① グラウンドの予約方法や運用方法ではなく、あくまで、実際の地域住民の利用実績によって、地域住民の身近なスポーツの場となっているか判断する

【根拠】貴センター 平成30年12月4日通知 別紙2頁25行目から28行目

② FC水戸が一時的に利用することを妨げるものではない

【根拠】貴センター 平成30年12月4日通知 別紙3頁4行目

【根拠】貴センター 平成31年1月16日通知 別紙1頁2行目から3行目

③ FC水戸が使用している時間は、「目的外利用時間」とみなす

【根拠】貴センター 平成30年12月4日通知 別紙3頁9行目から10行目

【根拠】貴センター 平成31年1月16日通知 別紙1頁10行目から11行目

④年間において「目的外利用時間」が目的に従った利用時間を上回った場合は、交付要綱に違反したものとみなす

【根拠】貴センター 平成30年12月4日通知 別紙3頁11行目から15行目
貴センター 平成31年1月16日通知 別紙1頁12行目から16行目

⑤グラウンド芝生化事業のみならず、大型スポーツ用品の設置についても同様の基準で判断する

【根拠】貴センター 平成30年12月4日通知 別紙3頁18行目から19行目

①～⑤により、「年間の利用時間」が判断基準となることが明確になりました。

貴センターも行政機関でありますから、少なくとも自らが公文書で通知した基準を遵守すべきと考えます。本年5月24日付けの通知では、突然にFC水戸の利用時間帯や地域住民の月別利用日数や月別利用時間が判断基準として述べられていますが、根拠条文がありません。月別の利用は季節変動がありますので、3か月の実績で判断するのは、合理的ではありません。季節によって利用が多い月と少ない月がありますから、「1年間の利用時間数」で判断されるのが合理的であり、公平な判断と言えます。

サッカーくじの交付金は法令により国民から貴センターに預けられ、その執行を託されているものであります。交付を受ける団体は国民により構成されるものでありますから、交付にあたっての判断基準の議論において、貴センターと交付を受ける団体は、対等の立場であるべきであり、一度示された判断基準が一方的に変更されてはなりません。上記のような判断基準が整理され、貴センターの指導により購入した2面のグラウンドを区切る防球ネットの配置が完了したのが、本年1月の下旬でありますから、(1)その時点から1年間、または、(2)2019年度1年間の利用時間の実績報告を待って判断するのが、適切です。ただし、あらゆる行政活動の実績の集計は年度単位で行われていることから、(2)の「2019年度1年間の利用時間」の報告を待って、判断すべきです。

また、これまでの協議から判断基準とは直接に関係ないと思われる事項に係る質問や議事録・資料等の提出を求められております。本来、資料提出を求めるためにも、資料提出を求める根拠や理由を示すべきです。今回はできる限りの協力いたしますが、行政機関として必要以上の書類提出を求めることは、相手方の事務負担も考慮し、慎むべきです。当町が行政機関として他の機関に資料を求める際もそのような配慮をしております。

- 2 FC水戸が当グラウンドを利用する時間帯の他のグラウンドの使用状況について
城里町が管理する上古内グラウンドは、当グラウンドから最も近く車で5分程度の距

離にあるサッカーグラウンドです。このグラウンドの昨年の平日午前中の利用日数・時間は、2日・6時間でした。

昨年1年間で2日・6時間の利用しかなかったことからわかるように、平日午前中においては、サッカーグラウンドの利用希望がほとんどありません。周辺の市町村の芝生のグラウンドを見ても、平日の午前中は利用者がいないことが多く見受けられます。貴センターが「地域住民の身近なスポーツの場」とであると認めて助成を行った芝生のグラウンドにおいても、平日の午前中に利用が少ないグラウンドは数多く存在するはずで、FC水戸の利用時間が特定の時間帯（平日午前中）に集中していることを特別に問題視することは、公平な評価ではありません。FC水戸がこの時間帯に当グラウンドを利用していることは、地域住民の利用がほとんどない時間を有効活用していると評価すべきです。

「地域住民の身近なスポーツの場となっているか」の判断は、貴センターがこれまで説明されてきたとおり「実際の地域住民の利用実績（年間の利用時間）」のみによって判断されるべきです。事前に文書等で明示されていない主観的な基準が事後的に適用されては公正な行政とはなりません。

3 スポーツ振興に向けた取り組み（グラウンドゴルフの振興）

当グラウンドで住民向けのグラウンドゴルフ教室の募集をしたところ、30人の定員に対して、36人の応募があり、大変な人気となりました。今月より火曜日の午後に毎月2回のグラウンドゴルフ教室が開催されます。また、グラウンドゴルフ教室が開かれない火曜日の午後にもグラウンドゴルフコースを設置して、自由に練習ができるようにします。これにより、毎週火曜日の午後はグラウンドゴルフの時間として確保しました。FC水戸の練習があっても、フェンスを設置して、グラウンドゴルフを行います。グラウンドゴルフ教室が始まれば、助成目的に従った利用時間や人数が毎月大幅に増加することが確実です。

当グラウンドの完成により、高齢者に人気のグラウンドゴルフが振興され、新たにグラウンドゴルフを始める高齢者も現れ、グラウンドゴルフ愛好者の増加や技術の向上、健康の増進などに貢献していきます。

4 地域住民の利用が増加傾向にあること

当町は、貴センターからの指導に誠実に対応し、防球ネットを購入し、地域住民の利用を大幅に増加させております。

当グラウンド開設当初の一般利用は、大規模なサッカー大会と無料開放が主でありました。しかし、現在では、無料開放以外の一般利用が過半を占めるように改善されております。無料開放以外の一般利用は、2018年の1年間で100時間でした。2019年の5か月間では144時間でした。2019年の5か月間で前年1年間（12か月）の約

1. 4倍の利用がありました。

このような地道な努力を正当に評価され、推移を温かく見守って頂きますようお願い申し上げます。

5 各確認事項に対する回答

A 利用調整及び利用計画に係る確認事項

会議の記録等については、別添資料1を参照ください。

まず、「(i) グラウンドの利用方法について」事務局が説明。グラウンドのA面・B面の位置付け、利用申請方法及び利用の注意事項を説明しました。

このことから、A面については全ての団体が平等に利用できるグラウンドであることを再確認しました。

次に、「(ii) 各団体利用要望について」ということで、「(1) イベント等」について各団体から要望がありました。

イベント等ということもあり、各団体ともA面B面の両面を終日利用希望する傾向となり、A面についてはどの団体も何ら問題なく予約できる状況ではあるが、B面についてはFC水戸が優先的に利用できることから、FC水戸からB面の利用要望を伺った結果、オフの日以外は練習のため午前中はB面を利用するとのことでした。

今回の会議でのイベント等利用については、各団体の要望をそれぞれが理解することとなり、イベントの開催日時・会場等が決定していない団体ばかりだったこともあり、大会実施の有無、日時等が決定次第、施設側を含め再調整をすることとなりました。

なお、その後の調整の結果、6月10日(月)に社会福祉協議会主催の高齢者グラウンドゴルフ大会をアツマーレグラウンドA面・B面を終日利用して行うこととなりました。

次に、「(2) 定期利用について」各団体の要望があり、常北公民館については月2回の定期講座の要望があり、先日ご報告のとおり6月から原則毎月第1・3火曜日に行うこととなりました。

また、会議を欠席していた徳蔵グラウンドゴルフ同好会の要望として、毎月第1水曜日の午後に定期練習を希望しており、各団体から何ら異議は無かったこと、また、A面のみの要望であったことから問題なく利用していただける状況でありました。徳蔵グラウンドゴルフ同好会の代表者にはその旨電話で施設利用の案内をした為、伝達内容が解る資料等は存在しません。その後、同好会の都合により予約は無かったが、現在は6月5日(水)の予約申請があり、今後の分については、来場後に予約したいとのことでした。

最後に、「(3) 部活動、スポーツ少年団での土日利用について」の要望としては、主に中学校が土日の部活動で利用したいとの要望があり、A面については終日利用可能、B面についてはFC水戸の練習後に利用可能となり、現在も常北中学校・桂中学校共に利用を頂いております。

これら会議内容からも解るとおり、貴センターの補助決定を受けているグラウンドA

面については、地域住民の身近なスポーツの場として活用されています。

B 防球フェンスの取扱いについて

会議の記録等については、別添資料1を参照ください。

会議中に常北中学校から、A面を常北中学校、B面をFC水戸が利用する場合、練習内容等によってフェンスが無い方が、スペースを有効活用できるとの意見があり、その結果、両団体の合意がある場合には設置しなくても良い、としました。

しかし実際には、別添資料2のとおり、町側の指示によりフェンスを設置してのグラウンド利用となっています。

今後も各団体の合意の有無を問わず、利用者の安全面を第一に考えフェンスを設置しての運用をいたします。

また、1月26日(土)についてですが、まず、前回報告のグラウンド集計表のとおり、A面・B面共にFC水戸が10:30~14:00の予約をしております。しかし、13:00にはA面の利用は終了しており、当初14:00開始予定であったA面での無料開放を、13:00開始に繰り上げたものです。FC水戸の予約申請が14:00まででしたので利用終了後も1時間分は目的外利用分とし計上しております。

なお、FC水戸利用時はフェンスを設置しての利用をしており(別添資料3参照)、その後、FC水戸がB面の利用を終了したことに伴い、当日はFC水戸のファン感謝祭イベントも行っていったので、来客者に広いグラウンドを実感していただくようフェンスを撤去しております。B面の利用団体がなくなった後ですので、安全面等の問題は一切ありません。

C 利用実績について

まず、貴センターご指摘の利用時間ですが、前回報告した4月分には無料開放の実績が抜けておりましたので、4月分を再集計し4月・5月分を追加報告いたします(別添資料4参照)。

結果、4月・5月は一般利用がFC水戸の利用時間を上回る結果となりました。前回報告でも記載しましたが、6月からはグラウンドゴルフ講座・及びグラウンドゴルフ専用の無料開放が実施されることから、更なる一般利用時間の増加が見込んでいます。このことから、今後は一般利用時間が目的外利用時間を上回ることは明らかです。

次に、A面の無料開放について1月分から5月分までの受付簿(別添資料5)並びに可能な限りの無料開放利用写真(別添資料6参照)と一般団体利用写真(別添資料7参照)を添付いたします。なお、12月分までの受付簿については過去に提出済ですので省略させていただきます。

これらの別添資料からも解るとおり、無料開放時も地域住民がサッカーをはじめとするスポーツ活動の場となっていることは明らかなです。

6 結論

以上のとおり、スポーツ振興くじ助成事業により整備したグラウンドが助成目的である地域住民の身近なスポーツの場として運用されております。